

平成 2 4 年度実施方針

バイオテクノロジー・医療技術部

1 . 件名 : 健康安心イノベーションプログラム
「福祉用具実用化開発推進事業」

2 . 根拠法

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条第 1 号

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 1 5 条第 1 項第 1 2 号

3 . 背景及び目的

< 背景 >

高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や心身障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を実現する福祉用具の開発が強く求められている。このような背景のもと、平成 5 年に制定された福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律において本助成事業が規定されている。

また、第 4 期科学技術基本計画（平成 2 3 年 8 月 1 9 日閣議決定）においても、ライフ・イノベーションの目的実現に向けて、高齢者や障害者の生活の質（QOL : Quality of Life）の向上や介護者の負担軽減を図る技術に関して研究開発を推進するとされており、その重要性はますます増しているところである。さらに、新成長戦略（平成 2 2 年 6 月 1 8 日閣議決定）では、強みを活かす成長分野として「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」等を推進することが示されている。

福祉用具は、高齢者や心身障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なるなどの理由により個別用具毎のマーケットが小さく多品種少量生産となっている。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、福祉用具メーカーの多くは中小企業であり、経営基盤が脆弱な中で技術開発への投資が大きな負担となっている。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、企業活動に伴うリスクの中で大きなウェイトを占める開発時のリスクを軽減することができる補助金での支援が必要である。

< 目的 >

福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者の QOL を向上することを目的とする。

< 実施の効果 >

高齢者、心身障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発の促進により、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心できる生活が実現されること。より具体的な目標として、助成事業終了後 3 年経過した時点で 5 0 % 以上が製品化されていること。

4. 事業内容

4.1 事業概要

優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を交付する。

4.2 事業方針

<助成要件>

(1) 対象事業者

以下の要件を満たす福祉用具の実用化開発を行おうとする民間企業等とする。

研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。

その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。

その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体代替機能の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、さらにユーザーからみて経済性に優れているものであること。

その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

本年度の実施にあたっては、以下の対象分野を重点とする。

(ア) 「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発

今後、急増が予想される「少し不自由な高齢者」（要支援及び要介護度1の人のことをいう）の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策等に役立つ福祉用具の開発。

(イ) 高齢者及び障害者のQOL向上を目指した福祉用具の研究開発

高齢者や障害者にとって日常生活動作がより円滑になったり、就労が可能になったりするなどQOLの向上に資する福祉用具の開発。

(ウ) 高齢者及び障害者の社会参加を支える福祉用具の開発

急速な高齢社会の進展に伴い、バリアフリーの推進など高齢者や障害者の積極的な社会参加（ノーマライゼーション）を支援し、豊かさを実感できる社会の実現に資する福祉用具の開発。

(2) 審査項目 交付規程第5条（交付に係る選定の基準）による。

助成事業を的確に遂行するのに足る技術的能力を有すること。

助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。

開発する福祉用具が、利用者のニーズに適合すること。

開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性、研究開発要素を有すること。

病院や福祉施設等で実証試験を行える体制を有していること。

医療関係や福祉関係の専門家等の指導や助言が受けられる体制にあること。

さらに、本年度については、平成23年度制度評価結果等を踏まえ、以下の項目に関連する提案については、審査の際に重視する。

要介護者の社会参加及び労働力化を促す福祉用具の研究開発であること。

老老介護等、介護者を支援する福祉用具の研究開発であること。

開発効果(介護サービスの生産性向上等)が明示された研究開発であること。

介護事業者との共同開発、海外事業者、レンタル業者、医療機関等との共同開発であること。

< 助成条件 >

助成額 1件当たり全期間で30百万円以内

助成率 助成対象費用の2/3以内(ただし大企業は1/2以内)

助成期間 3年以内

本年度事業規模 62百万円

(注) 事業規模については変動があり得る。

4.3 これまでの事業実施状況

(1) 予算額の推移 (単位:百万円)

	当初予算額	確定額
~平成6年度	246	219
平成7年度	168	148
平成8年度	173	146
平成9年度	190	176
平成10年度	198	184
平成11年度	243	219
平成12年度	243	216
平成13年度	243	219
平成14年度	170	143
平成15年度	100	73
平成16年度	120	106
平成17年度	120	119
平成18年度	120	135
平成19年度	120	98
平成20年度	108	95
平成21年度	90	85
平成22年度	65	92

(開発成果促進財源を充当のため
予算額より確定額が上回る)

平成23年度	41	-
--------	----	---

(2) 応募件数及び採択件数の推移

(単位：件)

	応募件数	採択件数	内中小企業件数	倍率
～平成6年度	118	19	12 (63.2%)	6.2倍
平成7年度	77	9	7 (77.8%)	8.6倍
平成8年度	128	13	11 (84.6%)	9.8倍
平成9年度	123	15	8 (53.3%)	8.2倍
平成10年度	123	15	12 (80.0%)	8.2倍
平成11年度	158	20	16 (80.0%)	7.9倍
平成12年度	183	21	17 (81.0%)	8.7倍
平成13年度	129	10	7 (70.0%)	12.9倍
平成14年度	121	10	8 (80.0%)	12.1倍
平成15年度	115	5	5 (100.0%)	23.0倍
平成16年度	131	10	7 (70.0%)	13.1倍
平成17年度	77	5	5 (100.0%)	15.4倍
平成18年度	43	5	3 (60.0%)	8.6倍
平成19年度	34	6	5 (83.3%)	5.7倍
平成20年度	56	7	7 (100.0%)	8.0倍
平成21年度	45	4	4 (100.0%)	11.3倍
平成22年度	75	11	10 (90.9%)	6.8倍
平成23年度	-	-	- (-%)	-倍
合計	1,736	185	144 (77.8%)	9.4倍

注) 中小企業の区分は申請時の資本金、従業員数

注) 平成23年度はイノベーション推進事業の制度内で公募を実施。

(3) 製品市場化を果たした事業者数の推移

(単位：件)

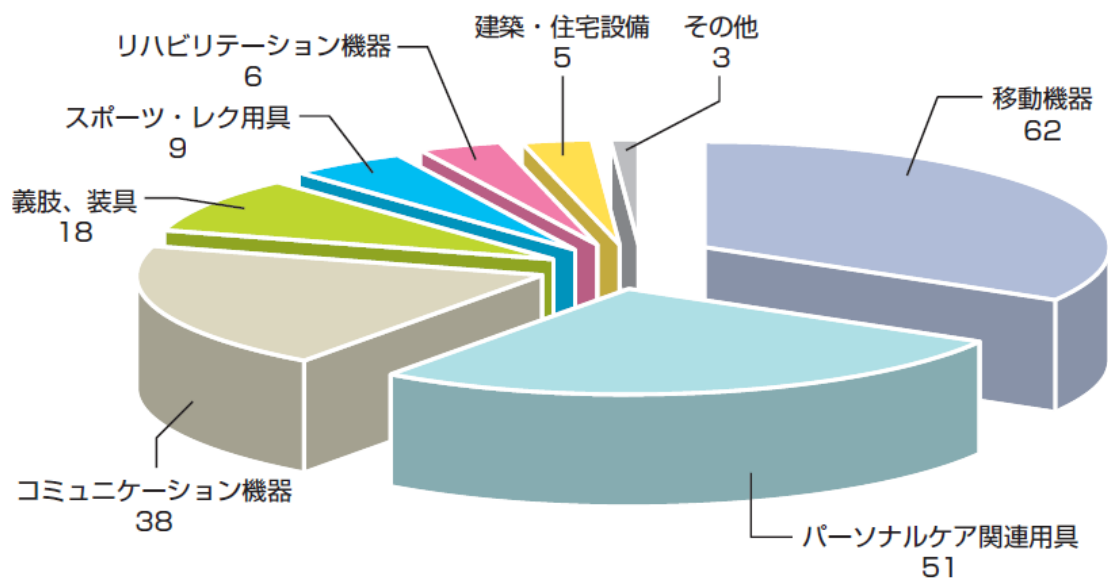
	終了事業者数	市場化事業者数	収益納付事業者数
平成6年度	8	0	0
平成7年度	10	4	0
平成8年度	12	8	1
平成9年度	12	6	1
平成10年度	18	13	1
平成11年度	21	10	2
平成12年度	14	5	0
平成13年度	21	10	2
平成14年度	10	7	1

平成15年度	6	9	0
平成16年度	7	4	0
平成17年度	6	4	0
平成18年度	7	4	1
平成19年度	5	2	0
平成20年度	7	1	0
平成21年度	7	2	0
平成22年度	5	1	0
平成23年度	0	1	1
合 計	176	91	10

(平成23年度8月末現在)

(4) 採択テーマの機能別分類

採択テーマの機能別分類 (掲載テーマ総数: 192件)



注) 平成23年度にイノベーション推進事業(福祉用具開発)で採択した福祉用具案件も含む。

5. 事業の実施方式

5.1 実施体制

別紙参照

5.2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDOホームページ」及び「e-Radポータルサイト」で行う他、新聞、雑誌等に掲

載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前にNEDOホームページで行う。本事業はe-Rad対象事業であり、e-Rad参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成24年4月、9月に計2回行う。

(4) 公募期間

原則60日間とする。

(5) 公募説明会

原則として全国各地の10カ所で経済産業局及びNEDO支部と合同で開催する。

5.3 採択方法

(1) 審査方法

e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

70日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

5.4 研究開発テーマ評価に関する事項

採択された事業については、平成24年夏以降、福祉機器採択審査・技術委員会において進捗状況を報告し評価を行う。また、事業終了後に福祉機器評価委員会において技術評価実施規程に基づき評価を行う。

6. その他重要事項

6.1 継続事業に係る取り扱い

平成23年度からの継続予定の助成先は次のとおり。

・平成22年度新規採択

視覚障害介護対象者の社会生活向上のためのスクレラルレンズの開発
(株式会社サンコンタクトレンズ)

6.2 その他

特に無し。

7. スケジュール

7.1 本年度のスケジュール 平成24年

3月上旬	公募予告
4月中旬	公募開始
4月下旬～5月中旬	公募説明会の開催
6月上旬	公募締切
6月上旬～7月中旬	事前書面審査
7月中旬～7月下旬	ヒアリング対象候補の選定
7月下旬	福祉機器採択審査・技術委員会 ヒアリング実施し、採択テーマの選定
8月上旬	契約・助成審査委員会
8月中旬	採択先決定（公募締切より70日以内）
8月下旬	第2回目公募予告
9月下旬	第2回目公募開始
10月上旬	公募説明会の開催
11月上旬	公募締切
11月上旬～11月中旬	事前書面審査
11月中旬～11月下旬	ヒアリング対象候補の選定
11月下旬～12月上旬	福祉機器採択審査・技術委員会 ヒアリング実施し、採択テーマの選定
12月中旬	契約・助成審査委員会
12月下旬	採択先決定（公募締切より70日以内）

7.2 来年度の公募について

事業の効率化を図るため、政府予算等の成立を条件として、平成24年度中に平成25年度公募を開始する（但し、事業の内容は別途平成25年度実施方針にて定める）。

8. 実施方針の更新履歴

(1) 平成24年3月、制定。

(2) 平成24年7月29日、開発成果創出促進制度の対象事業として決定されたことに伴う事業規模の改定。

(3) 平成24年9月15日、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う、根拠法の改定。

実施体制

